

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十三号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一号に掲げる事務を」の下に「総務部税務課長その他」を、「次に掲げる事務を」の下に「総合県税事務所長その他」を加え、同条第三項中「により、」の下に「総合県税事務所長その他」を、「にかかわらず、」の下に「総務部税務課長その他」を加える。

第三条を次のように改める。

（検税吏員）

第三条 知事は、前条第一項の規定により委任された者のうち県税に関する犯則事件の調査及び処分を行うものを法第二十二條の三第一項に規定する当該徴税吏員（次項において「当該徴税吏員」という。）に指定する。

2 前項の規定により指定された当該徴税吏員（次条において「検税吏員」という。）であつて、総務部税務課長その他総務部税務課に属する職員は条例第五条第一項第二号に規定する事項に係る当該徴税吏員の職務を行うものとし、総合県税事務所長その他総合県税事務所に属する職員は同号に規定する事項以外の事項に係る当該徴税吏員の職務を行うものとする。

第十六條の表中「国犯法第十四條第一項」を「法第二十二條の二十八第一項」に、「国犯法第十九條」を「法第二十二條の三十一」に改める。

第二十條第二項中「は、当該申請」を「又は同條第四項の規定により同條第二項に規定する申請書の提出があつたものとみなされたときは、これら」に改め、「申請法人」の下に「又は同條第四項の規定により申請書の提出があつたものとみなされた法人」を加える。

第二十一條第二項第三号中「第五十三條第四十項」を「第五十三條第四十二項」に改め、同項第四号中「第五十三條

第四十一項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

第二十七条第一項第二号中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に改める。

第二十七条の二第一項の表中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に改め、同条第二項第四号及び第八号中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第三十九条第六項中「を所有し、又は使用していない」を「（以下この項において「減免済自動車」という。）を所有し、若しくは使用していない場合又は減免を受けようとする自動車取得税に係る自動車の取得に係る条例第百十一条第一項の規定による申告納付の期限の翌日から一月以内の期間において減免済自動車を所有し、若しくは使用しなければならぬやむを得ない事情があると総合県税事務所長が認める」に改める。

第四十六条の二第一項第三号中「法において準用する国犯法の規定により」を削る。

第四十六条の三第一項中「一台」の下に「（次の各号のいずれにも該当するときは、既に条例第百三十四条第一項又は第二項の規定による自動車税の減免を受けている自動車（以下この項において「減免済自動車」という。）を除いた自動車一台）」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 減免を受けようとする自動車税が法第百五十条第一項の規定により課するものであること。
- 二 減免済自動車を所有し、又は使用しなければならぬやむを得ない事情があると総合県税事務所長が認めるものであること。

三 減免済自動車の道路運送車両法第十五条から第十六条までの規定による抹消登録が減免を受けようとする自動車税に係る自動車に係る同法第七条の規定による登録の日から一月以内に行われるものであること。

附則第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

様式第七十六号及び様式第七十七号を次のように改める。

様式第 7 6 号 通告書

通 告 書		
年 月 日		
住（居）所 （所在地） 氏 名 （名 称）	様	
秋田県総合県税事務所長  （ 秋 田 県 知 事 ）		
地方税法第 2 2 条の 2 8 第 1 項の規定により次のとおり通告します。 なお、この通告を受けた日の翌日から起算して 2 0 日以内に通告の旨を 履行しないときは、検察官に告発します。 （以下、通告の内容を記載すること。）		

様式第 7 7 号 通知書

通 知 書

年 月 日

住（居）所
（所在地）

氏 名

（名 称）

様

秋田県総合県税事務所長 
（ 秋 田 県 知 事 ）

次の地方税法違反嫌疑事件について調査したところ、犯則の心証を得なかつたので、地方税法第 2 2 条の 3 1 の規定により通知します。

（以下、嫌疑事件の内容を記載すること。）

様式第七十八号中「冊譜のあつた」の次に「（秋田県県税条例第47条第4項の規定により冊譜の提出があつたものとみなされた）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則第三条第一項の規定により検税吏員として指定された者（当該指定の日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで引き続き検税吏員であつた者に限る。）のうち、施行日において徴税吏員に該当するものは、施行日にこの規則による改正後の秋田県県税条例施行規則（次項において「新規則」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する当該徴税吏員として指定されたものとみなす。

3 前項の規定により新規則第三条第一項に規定する当該徴税吏員として指定されたものとみなされた者に対して施行日前に交付された検税吏員証は、同項に規定する当該徴税吏員として指定された者に対して交付された検税吏員証とみなす。